

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【佐渡市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

第1章	実証事業の概要	3
1.1.	背景・目的	3
1.1.1.	背景	3
1.1.2.	目的	3
1.2.	実証事業の内容	3
1.3.	業務プロセス	6
1.4.	スケジュール・実施体制	7
1.4.1.	スケジュール	7
1.4.2.	実施体制	7
1.5.	本業務に要する費用	9
第2章	連携するデータ項目の選定・準備	10
2.1.	データ項目の検討・取得可能性調査	10
2.2.	データ項目の選定結果	10
2.3.	データの準備・加工	18
2.3.1.	アナログ情報のデジタル化	18
2.3.2.	データの加工	18
2.3.3.	名寄せ	19
2.4.	データの準備に係る諸課題への対応	20
第3章	判定基準の検討	21
3.1.	判定基準の設計過程	21
3.2.	判定基準に用いたデータ項目	22
3.3.	判定基準の特徴	27
第4章	個人情報の取扱いに係る整理	29
4.1.	個人情報授受に係る法的整理	29
4.1.1.	個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー	29
4.1.2.	法的整理の進め方・体制	30
4.1.3.	法的整理の結果	30
4.2.	個人情報等の取扱いにおける留意点	32
4.3.	プライバシー保護への対応	33
第5章	仕組みの構築	34
5.1.	システムの概要及びデータ連携方式	34
5.1.1.	システムの概要	34
5.1.2.	データ連携方式及びシステム構成	34
5.2.	データ連携機能及び判定機能の構築	36

5.2.1.	データ連携機能及び判定機能とその活用方法	36
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題.....	38
第 6 章	支援への接続.....	40
6.1.	システムによる判定の結果	40
6.2.	支援に向けた人による絞り込み	41
6.2.1.	人による絞り込みの手法.....	41
6.2.2.	人による絞り込みの結果.....	41
6.3.	実際の支援事例.....	42
6.3.1.	こども等に対する取組内容	42
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果.....	43
6.4.	現行支援の在り方の見直し	45
6.5.	支援・見守りの効果的な手法.....	45
第 7 章	事業効果の評価・分析.....	46
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像	46
7.2.	有用と考えられるデータ項目.....	47
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析	49
第 8 章	考察・まとめ.....	53
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆	53
8.2.	課題・令和 8 年度以降の取組	56

第1章 実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

佐渡市では、「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間:令和2年度～令和6年度）において、「配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」を基本目標の一つに掲げ、後述のこども家庭庁実証事業参画を含む各種施策を進めてきた。現在は「佐渡市こども計画」（令和7年度～令和11年度）に引き継ぎ、各種施策の実施に努めている。

施策の実施に当たっては、佐渡市では「子ども若者相談センター」を中枢に、地域や学校、保育園、幼稚園、医療、保健、福祉等との密接な連携を図り、実際に相談や通告のあったこどもを支援・保護する体制・仕組みを整備している。

1.1.2. 目的

1.1.1 に記載の背景を踏まえ、困難の早期発見・早期支援が重要である。そのため、福祉部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散管理しているこどもや家庭の状況や支援に関するデータを、データガバナンス体制の構築を通じて適切に管理し、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら分野を超えて連携させることが求められる。これにより、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、関係機関とのさらなる連携による効果的なアプローチを検討する仕組みの構築を目指した。

1.2. 実証事業の内容

佐渡市は子ども若者相談センターを中心に、関係機関の情報連携を通じて、潜在的に支援が必要なこども・家庭を早期発見・支援できる体制を構築した。具体的には、こどもに関するデータを連携し、こども統合データベースにより分析・抽出を行い、潜在的な支援対象者の発見及び支援へとつなげている。

令和6年度の実証事業では、支援会議の場にて関係者へリスクを共有する際に、システムによる判定結果の根拠を説明することが困難であった。そのため、令和7年度はモデル校を小・中学校各3校ずつに拡大し、地域ごとの分析を進めるとともに、地区事情に沿った複数のアプローチ方法を実施した。これにより、事例を蓄積し、効果的な支援体制の構

策を目指した。さらに、これらの取組を通じて、関係課との連携を強化し、持続可能な支援モデルの確立に向けた基盤づくりを進めた。

なお、佐渡市では、令和5年度から実証事業を実施しているが、令和5年度の実施内容については、「令和5年度こどもデータ連携実証事業各採択団体における成果報告書」のP3を参照されたい。

また、令和7年度に新たに注力した事項の詳細について、以下に示す。

【個別アプローチにおけるモデル校の拡大】

令和6年度実証事業では、モデル校として、市内の小中学校各1校を対象に実施していた。令和7年度実証事業では、小中学校各3校ずつ（令和6年度実証事業のモデル校小学校1校、中学校1校を含む）を対象とし、アウトリーチ支援を実施した。

【新たな地区間比較分析の実施と地区事情に沿った複数アプローチ施策の検討】

令和6年度実証事業では、モデル校が市内10地区のうち、すべて同じ地区に位置していたことから1地区しかデータを連携できなかった。しかし、令和7年度実証事業では、モデル校計6校は計4地区に位置しているため、地区ごとの比較分析が可能となった。

また、本取組においては、以下2点の実現を図った。

- ・ 学校間のリスク認識の均一化を図る。モデル校の中に、「現在は要対協で登録されているこどもがゼロであるが、システム上の高リスク判定者が若干名見られる」といった例が散見された。そこで適切なリスク認識のあり方を検討した。
- ・ 学校長や子ども若者相談センター職員の異動があった場合にも事業が継続できる体制を整備した。

令和7年度の具体的な実施事項は以下図表 1-1 のとおり。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

対象とする困難の類型	虐待
実施事項（第1章）	「こども統合データベース」に家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し、リスク分析を実施した。特に令和7年度は、モデル校の拡大や地区事情に沿った複数アプローチ施策の実施に取り組んだ。
データ連携・支援の対象となったこどもの範囲（第1章）	市内に住む15歳以下のこども4,565名。
連携するデータ項目の選定（第2章）	令和6年度の連携データ項目を基本とし、令和7年度に連携するデータ項目の選定を実施した。
判定基準の検討（第3章）	機械学習による、各困難の類型とデータ項目の関連度の高さを

	<p>数値化する重みづけ、及びその重みを用いたリスクポイントの算出を実施した。</p>
<p>個人情報の適正な取扱いに係る整理 (第4章)</p>	<p>令和6年度に検討した内容に基づき、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担(体制、手続き上の留意点)の整理を実施した。</p> <p>令和7年度実証事業においては、首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。また、首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータについては、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用として整理した。令和8年度は「個人情報保護法第61条第1項」に基づき特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。</p>
<p>仕組みの構築(第5章)</p>	<p>令和5年度に構築したシステムを活用し、新たにきょうだいの基本情報やリスクポイントを画面上に表示できる機能を追加した。</p>
<p>システムによる判定の実施(第6章)</p>	<p>対象者ごとにリスクを0~100の数値で算出した。(100に近いほど当該困難の種類の可能性が高いと推定。)</p> <p>システムによる判定の結果、第1回目の分析では443名、第2回目の分析では、577名のこどもが支援の優先度が高いと判定された。</p>
<p>支援に向けた人の目による絞り込み (第6章)</p>	<p>人による絞り込みでは、リスクポイント50以上の対象者のうち、モデル校に在籍かつ、要保護児童として現在支援中のこどもを除き支援を実施した。</p> <p>人による絞り込みの結果、第1回目の分析では48名、第2回目の分析では67名のこどもに対して個別支援会議を実施した。</p>
<p>支援の実施(第6章)</p>	<p>システムによる判定に加え、人の目による支援等の必要性の確認を行い、115名のこどもに対して支援を実施した。</p>
<p>事業の評価・分析(第7章)</p>	<p>令和6年度実証事業と同様の指標を用いて、定量的に事業効果を測定した。</p> <p>また、副次的な効果についても整理した。</p>

1.3. 業務プロセス

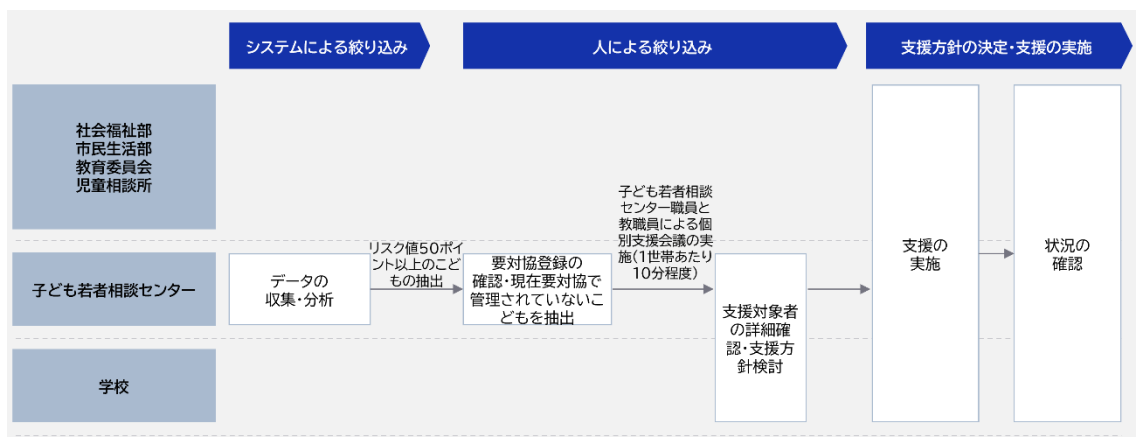
令和7年度実証事業では、以下図表 1-2 に則り実証事業を実施した。連携データを基にリスク分析を行い、閾値以上のリスクポイントが算出されたこども（うちモデル校に在籍していたこども）について、現在要対協に登録されていないか確認した。その時点で要対協管理である対象者は支援継続とし、要対協管理でない場合は、見守り対象であるかを確認し、当てはまる場合は見守り継続とした。また、その時点では既に要対協管理ではないが、過去に要対協管理履歴がある場合は学校・園・支援機関若しくは保健師等に連携することを検討した。

その後、子ども若者相談センターにおける調査や個別支援会議等を経て、新規の支援や見守りを実施するとなった場合には、要対協管理とすることも検討した。なお、個別支援会議は、各学校において実施しており、校長が担当者の負担感等も考慮し、参加者（クラス担任や養護教諭等）を選定、子ども若者相談センターも同席し、各生徒10分程度で実施した。

そして、子ども若者相談センターや学校が主体となり、支援対象者への支援や見守りを実施した。なお、学校から子ども若者相談センターへと支援の主体が移行する際には学校にも同席いただく等、支援を「自然な形でつなげる」工夫をした。

支援を実施したこどもや家庭のその後の状況については、継続的な見守りを行い、支援の主体となっている機関が中心となり、状況が改善しているか確認した。

図表 1-2 業務プロセス



分類	団体・部署		担う役割
		保育園等含む) 社会福祉課 高齢福祉課 市民課 健康医療対策課	特定・抽出・提供 やデータの取得・ 提供方法の整理 等。
	佐渡市教育委員会（小・中学校含む） ※データとしてはすべて小中学校のものを利用する。		
分析主体	佐渡市	子ども若者課 子ども若者相談センター	<ul style="list-style-type: none"> データの分析や 支援要否のアセ スメント等。
活用主体	佐渡市	子ども若者課 （子ども若者相談センター等）	<ul style="list-style-type: none"> 総括管理主体よ り提供を受けた 情報を一助とし て、対象者への 更なるアッセメ ント及びアウト リーチ支援を実 施。 ※活用主体は原 則として分析主 体が分析に用い たデータを参照 しない。（法規に より別途情報の 共有が認められ ている場合は除 く）
		社会福祉課	
		健康医療対策課	
	佐渡市教育委員会（小・中学校含む）		
	新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所		
佐渡市要保護児童対策地域協議会			
その他（佐渡市）	佐渡市	総務課（総務係 法規担当・デジタル政策室）	<ul style="list-style-type: none"> 法規やシステム 等に関する総括 管理主体の支援 等。
参画事業者	富士通 Japan 株式会社		<ul style="list-style-type: none"> システム開発及 び運用等。

1.5. 本業務に要する費用

令和7年度実証事業に要する費用は以下図表 1-5 のとおり。

図表 1-5 令和7年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計 (円)
データの取得に必要な経費	システムへのデータの入力費用	1,689,400
	既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等	1,238,100
データの連携・共有に必要な経費	本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用	1,056,000
	システム・端末等利用料	340,800
事業効果の評価・分析等に必要な経費	必要なデータの収集・分析費用	2,265,000
	システムの整備・改修役務の費用	1,951,100
	分析ツールの費用等	521,900
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	報告書作成・旅費等	4,430,175
合計 (税抜)		13,492,475
合計 (税込)		14,841,722

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

令和7年度実証事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理した上で取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）で定義された19のデータ項目である。

佐渡市では図表 2-1 に示す項目は、令和5年度実証事業及び令和6年度実証事業時点で、既に連携済みであった。

また、令和7年度実証事業では、基幹システムの標準化に伴い、抽出可能な項目に変更が生じる可能性があったがデータの収集方式に変更は生じないことを調査し、利用するデータ項目に影響はなかった。なお、令和7年度実証事業において利用したデータ項目は図表 2-1 及び図表 2-2 にて示す。

2.2. データ項目の選定結果

2.1 を踏まえて、令和7年度実証事業にて連携するデータ項目及び管理主体は以下のとおり。佐渡市では、令和7年度実証事業終了後も継続して本取組を実施する予定であり、連携したデータについてはデータを削除せずに継続利用する。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		利用有無 （令和7年度）	利用有無（過年度）			
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	○		Excel	子ども若者課
2	一時保護児童	○	○		Excel	子ども若

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		利用有無 （令和7年度）	利用有無（過年度）			
	票_（こども氏名）					者課
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	○	○		健康管理システム	健康医療対策課
4	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/3 歳児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	○	○		Excel	健康医療対策課
5	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）	○	○		Excel	健康医療対策課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		利用有無 （令和7年度）	利用有無（過年度）			
	家に残して外出/3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出					
6	3～4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	○	○		Excel	健康医療対策課
7	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	○	○		Excel	健康医療対策課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		利用有無 （令和7年度）	利用有無（過年度）			
8	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	○		Excel	健康医療対策課
9	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）/健康診断一般_体重	△	△	健康診断一般_体重は令和6年度分より連携。データ件数が少ないため、システム分析には使用していない。	健康管理システム	健康医療対策課
10	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○	○		障害者福祉システム	社会福祉課
11	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	○	○		障害者福祉システム	社会福祉課
12	出欠の記録_欠席日数	○	○	令和6年度分より出欠の記録を連携しているが、データ件数が少ないため、不登校歴の記	Excel	学校教育課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 一部有：△ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	データ管理主体
		利用有無 （令和7年度）	利用有無（過年度）			
				録を使用。		
13	遅刻日数	○	○	令和6年度分より連携。データ件数が少ないため、現時点でシステム分析には使用していない。	校務支援システム	学校教育課
14	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	○	○		Excel	学校教育課
15	届出時妊娠週数	○	○		健康管理システム	健康医療対策課
16	妊婦健診結果_受診日	×（対象者なし）	×	妊婦健診を受診していない対象がいないため連携しない。	健康管理システム	健康医療対策課
17	産婦健診結果_EPDS評価点数	○	○		健康管理システム	健康医療対策課
18	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	○	○		生活保護システム	社会福祉課
19	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○	○		児童扶養手当システム	子ども若者課

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難の類型	選定理由/ その他特記事項	管理システム名等	管理主体
1	住民基本台帳情報	○	○	—	こどもと世帯員の基本情報の把握と各データを紐づけるために使用する。	住民記録システム	市民課
2	身体障害者手帳情報	○	○	虐待	現行の相談業務で調査・支援時に職員が確認しているために使用する。	障害者福祉システム	社会福祉課
3	療育手帳情報	○	○	虐待	同上	障害者福祉システム	社会福祉課
4	養育医療申請情報	○	○	虐待	同上	Excel	子ども若者課
5	幼児療育支援教室	○	○	虐待	同上	Excel	子ども若者課
6	障がい児通所支援	○	○	虐待	同上	障害者福祉システム	社会福祉課
7	特別児童扶養手当受給状況	○	○	虐待	同上	Excel	社会福祉課
8	ひとり親医療費助成受	○	○	虐待	同上	医療費助成システム	子ども若者課

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難の類型	選定理由/ その他特記事項	管理システム名等	管理主体
	給状況						
9	障がい者医療費助成給付状況	○	○	虐待	同上	医療費助成システム	社会福祉課
10	自立支援医療制度	○	○	虐待	同上	自立支援システム	社会福祉課
11	母子健康手帳交付	○	○	虐待	同上	健康管理システム	健康医療対策課
12	出生時届出情報	○	○	虐待	母親にしかない情報に子どもを紐づけるために使用する。	健康管理システム	健康医療対策課
13	周産期連絡会議情報	○	○	虐待	同上	Excel	健康医療対策課
14	予防接種の接種実績	○	○	虐待	同上	健康管理システム	健康医療対策課
15	1歳6か月健診結果_むし歯情報	○	○	虐待	同上	健康管理システム	健康医療対策課
16	3歳児健診結果_むし歯情報	○	○	虐待	同上	健康管理システム	健康医療対策課
17	母子の喫煙(妊産婦健診時アンケート等)	○	○	虐待	令和6年度実証事業時の基本連携データ項目の追加項	Excel	健康医療対策課

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難の類型	選定理由/ その他特記事項	管理システム名等	管理主体
					目であったため利用する。		
18	乳児一般健診情報	○	○	虐待	同上	健康管理システム	健康医療対策課
19	産婦一般健診情報	○	○	—	同上	健康管理システム	健康医療対策課
20	学齢簿情報	○	○	—	校務支援システム系データに住民コードがないため、名寄せの用途として利用する。	学校教育システム	学校教育課
21	児童生徒名簿	○	○	—	校務支援システム系の名寄せ精度向上のために利用する。	校務支援システム	学校教育課
22	介護保険認定情報	○	○	虐待	同上	介護保険システム	高齢者福祉課
23	園の入所情報	○	○	—	こどもが所属している保育園を職員が把握	子ども子育て支援システム	子ども若者課

No.	追加データ項目	利用有無（令和7年度）	利用有無（過年度）	関連する困難の類型	選定理由/その他特記事項	管理システム名等	管理主体
					し、調査、連絡するためを使用している。		

2.3. データの準備・加工

2.3.1. アナログ情報のデジタル化

佐渡市では、令和5年度以降新たにアナログ情報をデジタル化した項目はない。

2.3.2. データの加工

データ連携に当たっては、主に次の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- データフォーマットの統一
- 自動化のためのデータ結合

主な加工内容及びツールは以下図表 2-3 のとおり。

図表 2-3 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	日付形式の統一（datetime形式に統一）	データベースに取り込む前にシステムの機能で形式を変換している。
2	自動化のためのデータ結合 心の健康チェックアンケート結果等、教育委員会から提供される特定のデータは学校単位で提供され、ファイル内には学校を識別するデータがないため、ファイル名に学校が識別できるコード等を付加し、取込み時に学校を識別できるように加工。	データベースに取り込む際に、システムの機能でファイル名からデータを追加する。

2.3.3. 名寄せ

佐渡市では基幹システムの標準化や心の健康チェックアンケートのシステム変更に伴い、データ形式が変更されたことで、こどもの住民コードが付与されていないデータがあったため、名寄せを実施した。

名寄せを実施したデータは以下のとおりである。

① 校務支援システムのデータ

データにこどもの住民コードが付与されていないため、名寄せが必要であった。名寄せに当たり、学齢簿情報と児童生徒名簿を使用し、住民コードを付与することで名寄せを実施した。

また、名寄せ作業は以下図表 2-4 に示す手順に沿って実施した。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	自動マッチング	学校区分、区域区分、学校コード、学校名、学年、組、氏名、カナ氏名、生年月日等をキーとして学齢簿情報と児童生徒名簿で突合
2	手動マッチング	自動マッチングで突合できなかったレコードを確認し、手動で住民コードを設定

なお、手動マッチングの作業実績は以下図表 2-5 のとおりである。

図表 2-5 手動マッチングの作業実績

No	データ項目名	名寄せ件数	備考
1	令和6年度心の健康チェックアンケート (Forms)	1,762 件	心の健康アンケートについて、基幹システム変更以前は、氏名等の情報を生徒自ら入力していたため、入力内容に誤りがある項目が散見された。
2	令和7年度心の健康チェックアンケート (Forms)	1,802 件	令和7年度に心の健康チェックアンケートの運用方法が変更となったため、切替前のアンケート結果のデータについて

No	データ項目名	名寄せ件数	備考
			て、名寄せが必要となった。
3	令和7年度心の健康チェックアンケート（アプリケーション）	812件	—
4	令和6年度定期健診	460件	—
5	令和7年度定期健診	235件	—
6	令和6年度出欠席状況	361件	—
7	令和7年度出欠席状況	361件	—
8	欠席遅刻	395件	—

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

データ準備に当たっての課題としては、以下2点が挙げられた。

- ・ 基幹システムの標準化に伴い、一部データの形式が変更されたため、住民登録の日付や氏名等の項目に不備があるデータが発生した。具体的には、校務支援システムのデータは住民記録システム内の名字と校務システムにて保有している児童生徒名簿データ等の名字に齟齬が生じていた。
- ・ 心の健康チェックアンケートのデータについて、氏名等の基本情報の誤記入が発生しやすい仕様であった。

佐渡市は上記の課題への対応として、以下の対応を実施した。

- ・ 児童生徒名簿データの正確性を調査し、児童生徒名簿データを正として名寄せが必要なデータに対して、名寄せを実施した。なお、具体的な名寄せの方法は2.3.3に記載のとおりである。
- ・ 心の健康チェックアンケートの回答様式をアプリケーションでの回答へと統一したことにより、氏名等の情報は自動で入力されるため、生徒による誤記入が発生しづらい仕組みとした。

第3章 判定基準の検討

3.1. 判定基準の設計過程

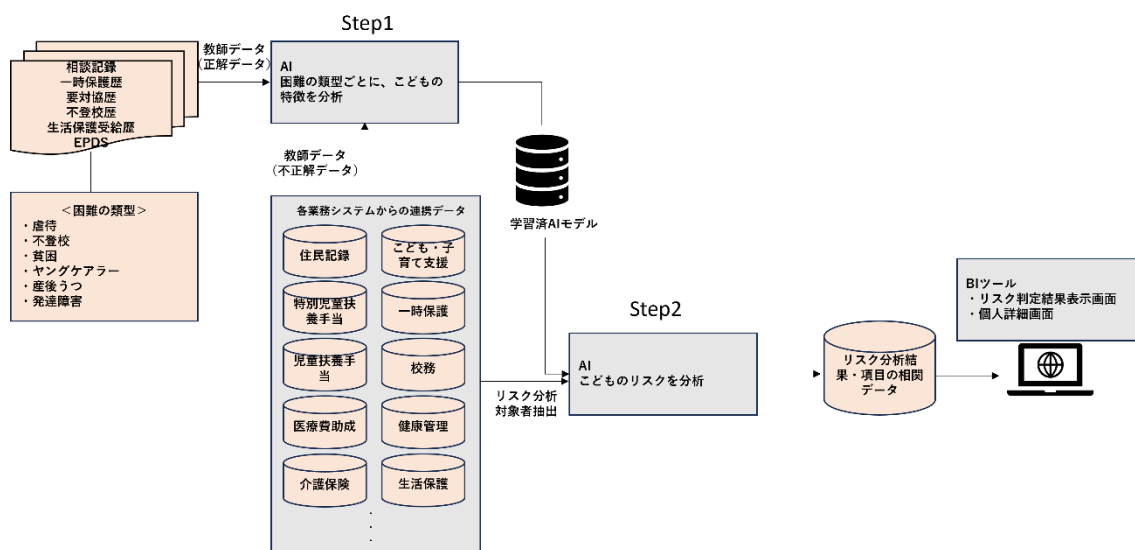
判定基準の検討に当たり、図表 2-1 No.9「1歳6か月健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）/健康診断一般_体重」及び No.13「遅刻日数」については、連携したデータ件数が少なかったため、令和7年度のシステム分析の項目からは除外した。

分析基準の設計に当たっては、全項目の組み合わせの中からリスク分析を自動で発見・学習していく AI を活用し、各システムからの連携データについて、要対協の相談履歴及び一時保護歴を該当データ（教師データ）、非該当者を非該当データとして、困難の類型に該当するこどもの特徴を分析した。なお、令和7年度実証事業においては、第1回個別支援会議実施前と第2回個別支援会議実施前にシステムによる分析を実施した。システム判定による結果については、6.1 に記載のとおりである。

AI によるリスク分析で困難の類型（虐待）についてのリスクを数値化し、各こどもに対して合計 0～100 のポイントが付与される。なお、集計したポイントについては、対象のこどもが該当する可能性がある困難の類型（虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害等、各困難の類型や、困難全体）ごとに、それぞれリスクポイントで算出することが可能である。今後抽出結果を基に閾値を変更する可能性もあるが、令和7年度は令和6年度と同様 50 ポイントを閾値とし、50 ポイント以上をリスク高として抽出した。

なお、具体的な AI 分析の進め方については、以下図表 3-1 のとおり。

図表 3-1 AI 分析の進め方



3.2. 判定基準に用いたデータ項目

算出した分析ロジックに用いたデータ項目は、以下図表 3-2 のとおり。

図表 3-2 分析に用いたデータ項目と選定理由

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
学齢	×	学齢（就学前／小学生／中学生等）は発達段階を表す基礎属性であり、虐待・貧困・不登校・ヤングケアラー等の困難が顕在化する様相や支援導線（学校連携の要否・優先度）が学齢により異なる。加えて、本実証事業では分析母集団を学齢 15 歳以下で統一しており、教育系データ（出欠、心の健康チェック等）と福祉・保健データを同一母集団で比較・学習させるための基礎軸として用いる。
初回相談年齢	×	相談が発生した年齢帯は、困難の顕在化時期・支援介入の早期/遅期を示す基礎情報である。年齢帯により想定される困難（就学、思春期、家庭内負担等）が異なるため、他項目と組み合わせて相関を確認する。
外国人がいる世帯	×	言語・制度理解・受診/相談行動等のアクセス障

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
		壁が支援ニーズに影響し得るため、早期把握の観点から参照する。なお、属性のみで判断しない前提で、他要因と併せて相関を確認する。
転入者	×	転入直後は地域資源・関係機関との接点が薄く、支援が届きにくい場合があるため、支援導線の設計上の指標として用いる。生活環境の変化（転居・家庭状況変化）と関連し得るため、他項目との組み合わせで確認する。
妊娠届出 12 週以降	×	妊娠届の遅れは、妊婦健診受診や支援接続の遅れにつながり得るため、周産期支援の必要性を把握する指標として用いる。周産期リスクや産後の支援ニーズと併せて相関を確認する。
EPDS	○	産後うつ傾向は養育困難・相談増加と関連し得るため、母のメンタル面の支援ニーズを把握する指標として用いる。虐待・貧困・孤立等の関連リスクと併せて相関を確認する。
EPDS10 番該当	○	自傷念慮等の高リスク兆候が含まれる設問であり、緊急度の高い支援ニーズを早期に把握するため参照する。単独で断定せず、他の支援情報と併せてリスク評価に活用する。
ボンディング点数	×	親子の愛着形成のつまずきが疑われる場合、育児負担・支援希求の困難と関連し得るため、産後支援の手がかりとして用いる。EPDS 等の母親の状態、家庭背景と組み合わせで相関を確認する。
若年出産	×	養育資源（就学・就労・家族支援・経済状況）が不安定になりやすい局面があり、支援導入の優先度検討に資するため参照する。周産期・生活困窮・相談歴等と組み合わせで相関を確認する。
乳幼児健診_すべて未受診	×	未受診が継続する場合、養育上の課題（孤立、受診困難、困窮等）を背景に持つ可能性があるため、見守り強化の観点から指標として用いる。保健師支援や周産期情報と併せて相関を確認する。
予防接種_未接種_3 歳	×	予防接種の未接種は、医療アクセス・養育行動・制度理解等の課題が示唆され得るため、支援接続の要否を検討する補助指標として用いる。健診未

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
		受診等と組み合わせて相関を確認する。
予防接種_未接種_小2	×	同上
未処置歯あり_1歳6か月	×	口腔衛生・受診行動・養育環境の課題が反映され得るため、養育困難の早期兆候として参照する。家庭の困難（困窮、孤立等）と併せて相関を確認する。
未処置歯あり_3歳	×	同上
1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）	○	成長状態は健康・養育状況・受診行動等、複合的要因の影響を受けるため、見守りの必要性を検討する補助指標として用いる。健診アンケートや医療助成等と組み合わせて相関を確認する。
3歳児健診結果_パーセンタイル値（体重）	○	同上
3～4か月児健診アンケート_該当あり	○	保護者の不安、育児負担、家庭内の困りごと等が反映され得るため、早期支援導入の手がかりとして用いる。周産期情報・生活困窮・相談歴等と組み合わせて相関を確認する。
1歳6か月児健診アンケート_該当あり	○	同上
3歳児健診アンケート_該当あり	○	同上
養育医療費助成受給	×	低出生体重児等への医療的支援が必要な状況を示し、医療・養育負担が高まる可能性があるため、見守り・支援調整の観点から用いる。周産期情報や世帯負担指標と併せて相関を確認する。
生活保護受給_現在	○	経済的困難は養育環境や支援ニーズと関連し得るため、困窮支援・関係機関連携の優先度検討に資する指標として用いる。他の困難類型（不登校等）とも併せて相関を確認する。
生活保護受給歴	○	同上
身体障害者手帳	○	本人の障害・発達特性が支援設計（合理的配慮、福祉サービス接続）に直結するため、見守りや関係機関調整の観点から用いる。学校・保健・福祉の情報を統合して相関を確認する。
精神障害者保健福祉手帳	○	同上

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
療育手帳	○	同上
身体障害者手帳（世帯員）	○	世帯内に障害のある家族がいる場合、介護・家事負担やヤングケアラー化のリスクが高まり得るため、世帯単位の見守り指標として用いる。欠席、メンタルチェック等と組み合わせて相関を確認する。
療育手帳（世帯員）	○	同上
障害児通所支援	×	障害児支援サービス利用は、本人の支援ニーズが顕在化していることを示すため、関係機関連携・支援計画の検討に資する指標として用いる。教育・保健の状況と併せて相関を確認する。
特別児童扶養手当受給世帯	×	中長期的な支援を要する障害等が想定され、家族のケア負担・生活調整が必要になり得るため、世帯支援設計の観点から用いる。
要介護認定者世帯	×	世帯内介護は家族の負担増、ヤングケアラー化、不登校等と関連し得るため、世帯負担の指標として用いる。欠席・メンタル面の指標と組み合わせて相関を確認する。
医療費助成_ひとり親	×	ひとり親世帯は家事育児の負担集中、就労・困窮等の課題が重なり得るため、見守りや支援接続の優先度検討に資する指標として用いる。
自立支援_精神医療	×	精神科通院等の支援ニーズが背景にある可能性があり、養育・家族機能への影響を踏まえた支援調整に資するため用いる。メンタルチェックや相談歴と併せて相関を確認する。
自立支援_精神医療（世帯員）	×	同上
医療費助成_障害者	×	障害に伴う医療負担・生活調整が必要な状況を示すため、世帯の支援負担を把握する補助指標として用いる。
医療費助成_障害者（世帯員）	×	同上
児童扶養手当受給世帯	○	ひとり親世帯は家事育児の負担集中、就労・困窮等の課題が重なり得るため、見守りや支援接続の優先度検討に資する指標として用いる。

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
出欠の記録_欠席日数	○	欠席は不登校・健康問題・家庭状況悪化の早期兆候となり得るため、見守り強化や支援会議の検討材料として用いる。 ※欠席/遅刻は「データ件数が少ないため分析には利用していない（人の目による絞り込みで利用）。」
学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果_心の体温38度以上の年間最大数	○	本人の心理的負担や生活上の困難が“本人申告”として表れやすく、支援ニーズの早期把握に資するため用いる。欠席・相談歴・世帯負担指標と組み合わせる相関を確認し、見守りや関係機関連携の優先度検討に活用する
学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果_学校でつらい時間帯の年間最大数	○	同上
学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果_家でつらい時間帯の年間最大数	○	同上
学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果_困りごと・悩み事の年間最大数	○	同上
学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果_クラスでの悩みの年間最大数	○	同上
要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	要対協相談履歴を「該当＝教師データ（正解データ）」として学習に用いる位置づけであるため、分析基準（正解ラベル）を構成するために必要。
要対協のケース進行管理台帳_（世帯員）	○	同上と併せて、世帯員情報を持つことで、きょうだい・同居家族を含めた世帯単位の見守りに活用。
一時保護児童票_（こど	○	一時保護歴も教師データ（正解ラベル）として学

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	分析に用いた理由
も氏名		習に用いる位置づけであるため、分析モデルの正解データとして必要。
一時保護児童票_(世帯員)	○	同上と併せて、世帯員情報を含めることで、世帯全体のリスク把握・支援調整に資する。
幼児療育支援教室利用歴	×	発達・養育に関する支援ニーズが早期に顕在化している可能性があり、継続的支援の設計に資するため用いる。学校・健診・福祉サービス利用と併せて相関を確認する。
特定妊婦世帯	×	周産期の段階で支援ニーズが把握されている情報であり、産前産後の支援接続や見守り計画に直結するため用いる。産後メンタル（EPDS等）や乳幼児健診状況と組み合わせて相関を確認する。
要支援妊婦世帯	×	同上
多子世帯（18歳以下3人以上）	×	養育・家事負担、経済負担、時間的制約が重なりやすく、支援が必要となる局面が増える可能性があるため、世帯負担の指標として用いる。他の困難類型（困窮、不登校等）と併せて相関を確認する。
高齢出産	×	周産期合併症・育児体力・家族介護等の要因が重なりやすい局面があり、支援ニーズ把握の補助指標として参照する。多子・介護・医療等の世帯負担指標と併せて相関を確認する。

3.3. 判定基準の特徴

佐渡市で採用したリスク分析モデルは、AIによってリスクポイントが高いと算出された理由となる項目とその重みがわかる点が特徴的である。「なぜAIによってリスクポイントが高いと算出されたか」がわかることは、アセスメントや活用主体と情報共有を行う上での助けとなる上、ラベリングの防止にもつながる。他にどのようなリスクがあるのかを参照できることで、アセスメントの際により具体的な支援策を検討することができる。例えば、虐待リスク分析（50ポイント以上）で抽出されたこどもについて、教師データの不足で不確かなところはあるが、参考として不登校、貧困等のポイント数も参照できる。なお、アセスメントでは佐渡市が虐待通告対応時に使用しているアセスメントシートを利用している。

一方、欠席日数や遅刻日数といった項目については、令和6年度実証事業から連携を開始した項目であることから、データ件数が少ないため、分析には利用していない。これらの項目については、後述する6.2にてシステムによる判定結果を踏まえた人の目による絞り込みにて利用している。

第4章 個人情報取扱いに係る整理

4.1. 個人情報授受に係る法的整理

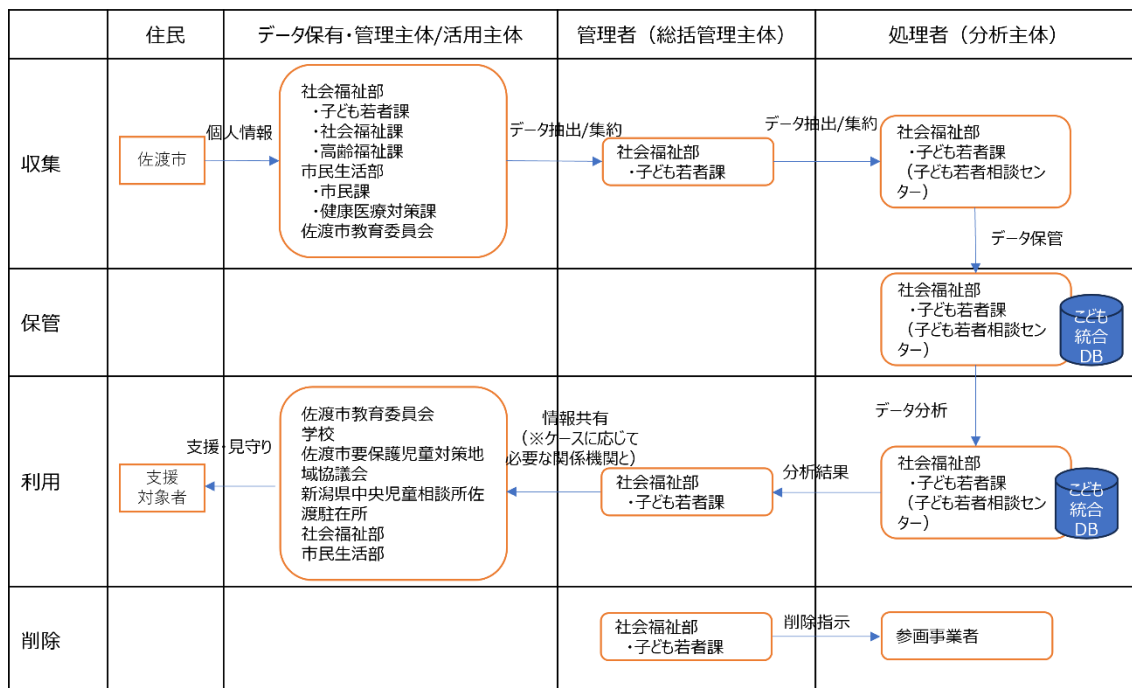
4.1.1. 個人データ連携に係る関係部署及び連携フロー

令和7年度実証事業において、データ連携する関係部署は図表 1-4 のとおり。社会福祉部子ども若者課を「総括管理主体」、子ども若者課（子ども若者相談センター）を「分析主体」、社会福祉部子ども若者課（子ども若者相談センター）、社会福祉課、高齢福祉課、市民生活部市民課、健康医療対策課、佐渡市教育委員会を「保有・管理主体」とした。

「活用主体」としては社会福祉部子ども若者課（子ども若者相談センター・保育園等）、社会福祉課、市民生活部健康医療対策課、佐渡市教育委員会（小中学校）、新潟県中央福祉相談センター、要保護児童対策地域協議会、その他民間部門の支援関係者を想定した。ケースにより協働すべき機関が異なることや、令和7年度実証事業においては支援への接続についてはモデル校に限定したため、すべての活用主体へ情報共有を実施しているわけではない。また、令和7年度実証事業においては、個人情報保護に関する責任部門・責任者を社会福祉部子ども若者課であると定義して推進した。

また、事業の推進に当たり、各部門よりデータを連携し、令和7年度実証事業を実施した。データの連携フローは以下図表 4-1 のとおり。社会福祉部子ども若者課（子ども若者相談センター）、社会福祉課、高齢福祉課、市民生活部市民課、健康医療対策課、及び佐渡市教育委員会が所持するデータを、分析主体である子ども若者課（子ども若者相談センター）に提供し、連携したデータ及びリスク分析モデルを用いてリスク分析を行った。分析結果を踏まえ、個別支援会議を実施することも確認し、子ども若者相談センターより、モデル校へ名簿を提供し、個別支援会議にて該当者の状況を確認した。上記を実現する中で個人データの提供が発生するが、4.1.3 に記載のとおり法的整理を行っていることを前提とし、個人情報等の適切な管理体制を確認している。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

個人情報保護法への対応に当たり、令和6年度実証事業と同様、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）を参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理を実施した。検討体制として、保有管理主体からの連携データ取得における法的整理の検討に当たっては、庁内の法規担当部門との協議により法的整理観点を明確化した。法的整理観点の整理に当たっては、利用する各データ項目において特定した利用目的から逸脱していないかについて、各データ保有主体の課長決裁を取得するプロセスで整理した。また、データ取得及び取得したデータの取扱いにかかる安全管理措置については、4.2に記載のとおり庁内の情報セキュリティ担当部門との協議により整理した。

4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いに当たり、「こどもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度の利用目的の整理のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理も実施した。

【令和7年度実証事業における取扱い】

首長部局で保有する個人情報を利用する場合については、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、利用目的を整理した。

利用目的（首長部局内で保有するデータ）：困難な状況下（虐待、貧困、不登校等）にあり、潜在的に支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、早期に適切なアウトリーチ型支援を届けるための調査分析及び分析結果の活用。

また、首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータについては、「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく目的外利用と整理した。

相当の理由：地方公共団体が、支援を必要としていると考えられる子どもや家庭へ早期の支援を実現するために個人情報を利用する。

【令和 8 年度以降における取扱い】

各保有主体は、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、利用目的を特定した上で、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（子どもデータ連携ガイドライン 4.2.2）として整理し、総括管理主体はデータを取得する。

なお、利用目的特定以前に既に収集していたデータについては、「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号」に基づく目的外利用として整理した。

利用目的（首長部局内で保有するデータ）：困難な状況下（虐待、貧困、不登校等）にあり、潜在的に支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、早期に適切なアウトリーチ型支援を届けるための調査分析及び分析結果の活用。

利用目的（首長部局以外の行政機関から提供を受けるデータ）：子ども若者相談センターや児童相談所等と連携して、虐待の予防と早期発見・対応に努めます。（佐渡市教育振興基本計画 基本目標 6）/学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。（「児童虐待の防止等に関する法律第 5 条第 1 項・第 2 項」）

4.2. 個人情報等の取扱いにおける留意点

令和7年度実証事業では、令和6年度実証事業にて検討した内容に基づき、以下5点を実施した。

① 個人情報ファイル簿の作成

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、令和7年度実証事業で取り扱う個人情報に対しては個人情報ファイル簿を作成し、HPに公開した。

<https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/43151.pdf>

② 個人情報の取扱いの委託等

業務委託による個人情報を含む連携データの庁外持ち出しは行わず、参画事業者は契約に基づきデータハンドリング・データ分析を支援した。

③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

【組織的安全管理措置】

副市長である最高情報セキュリティ責任者（CISO）を長とした体制が構築しており、組織的にインシデント対応の体制が構築され、インシデント発生時には最高情報セキュリティ責任者（CISO）に報告する運用としている。

【人的安全管理措置】

職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。また、参画事業者において情報管理、情報セキュリティに関する教育を実施している。

【物理的安全管理措置】

こども統合データベースを搭載したサーバについて、管理区域下に配置し入退室を許可された者のみに制限する入退室管理を行う。

【技術的安全管理措置】

アクセスコントロールとして、こども統合データベースへアクセスできる者を、困難を抱えるこども・家庭の支援業務に従事する職員に限定した。当該職員がシステムを利用する際の認証を、生体認証を含む多要素認証で行う。

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

既存の個人情報保護規定に基づいて対応予定。具体的には、本人からの請求の場合適法に開示等の対応を行うが、本人以外の第三者からの請求に対しても適法に不開示等の対応を行う。また、転出等によって佐渡市の住民でなくなった場合等に分析対象外となるケースについては、データを参照できないように対応した。

⑤ 自己点検・監査

佐渡市で用意する自己点検チェックリストに基づき、令和7年度実証事業の個人情報取扱いについて見直しを実施した。また、全庁的に内部不正対策として全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施している。

4.3. プライバシー保護への対応

佐渡市によるプライバシー保護に係る対応事項は以下のとおりである。

① プライバシーガバナンス

個人情報保護体制と合わせて体制を整備した。

② プライバシーに対する取組

個人情報を取り扱う上で、改正個人情報保護法上で求められる対応に加え、プライバシー保護の取組として、以下の取組を実施した。

【不正アクセス対策】

総括管理主体は各関係主体の個人情報に関する取扱い遵守状況を確認し、アクセスログ等も踏まえた監督及び必要に応じた改善を指示した。

実証事業用のサーバ機器にアクセス可能な端末は実証事業専用端末のみとなるような通信制御の実施。実証事業システムの利用ユーザーをごく限定的な職員のみとしたユーザー制御を実施した。

【内部不正対策】

全職員に対する個人情報保護法・情報セキュリティ研修を実施した。

【本人影響リスク対策】

リスク分析結果をうのみにせず、人によるアセスメントを十分に実施した上での支援要否の判断を実施した。リスク分析をきっかけに新規に見守り等の支援を行うことになる場合、リスク分析結果による個人のプロファイリングにつながらないよう、リスク分析をきっかけに支援対象になったこどもであることは伏せる等の対策を検討した。

③ プライバシー評価

現時点では計画していない。

第5章 仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

令和7年度実証事業において、利用したシステムの概要は以下図表 5-1 のとおり。

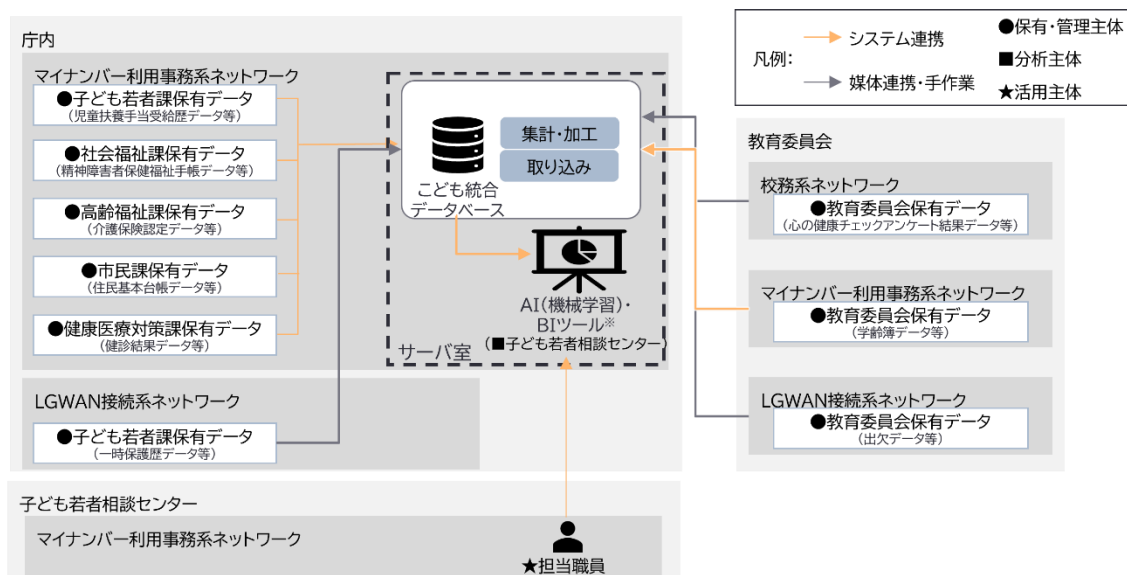
図表 5-1 システムの概要

システム名	こども統合データベース
機能概要	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し分析する「こども統合データベース」を構築する。構築したデータベースを活用し、佐渡市リスク分析モデルにより、「支援の優先度」と「支援内容」を判断して、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組む。・ このために、以下のような機能を具備するものとした。<ul style="list-style-type: none">✓ データの取得（取込み）✓ 重みづけ✓ リスク分析✓ 人による絞り込み用シート✓ 対象者個人の詳細情報の表示✓ 地域特性と相談件数の相関関係を表示✓ 学校区単位での心の健康チェックアンケート分析結果表示✓ データの管理
システム企画に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等	<ul style="list-style-type: none">・ システムによる分析に対して、その分析の理由が妥当であるか、職員の間で確認しやすい仕組みとした。これにより、システムによる分析の妥当性をブラッシュアップさせやすいものとした。・ 職員が適切な範囲で対象者の情報を見やすい仕組みとし、判断や支援へのアクションが円滑になるようにした。

5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

令和7年度実証事業におけるシステム構成図は以下図表 5-2 のとおり。

図表 5-2 令和7年度実証事業に係るシステム構成



* BIツール(ビジネスインテリジェンスツールの略)とは、企業が持つデータを分析し、意思決定を支援するためのソフトウェア。

システムとしては、令和6年度実証事業のシステム構成を継続して利用した。なお、令和7年度は令和6年度の実証事業で課題となった次の対応を行い、令和8年度からの自庁運用の準備を行った。

【令和7年度実証事業における検討事項】

- ・ 校務支援システムからの連携データに対する名寄せの精度向上
- ・ 基幹システムの標準化に伴い変更が必要なデータ連携フォーマットの見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応
- ・ 心の健康チェックアンケートのシステム変更に伴う、データ連携フォーマットの見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応
- ・ 家庭単位で支援内容を検討するため、きょうだいの状況が一覧で把握できる機能の追加

なお、上記の【令和7年度実証事業における対応事項】の詳細な検討内容については、5.2.1 及び 5.2.2 に記載する。

5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要な分析機能と活用方法は以下のとおり。なお、こども統合データベースは、図表 5-3 に示すデータ連携や分析に係る機能を保有する。

図表 5-3 主要なデータ連携機能及び分析機能

No.	機能名	機能概要	機能詳細
1	データ取得	教師用データ取得	虐待及び関連する困難の種類（貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害）該当する対象者及び、何らかの困難があり相談履歴のある対象者（困難全体の該当者）について、各連携データ項目をシステムへ取り込む。
2	データ取得	リスク分析用データ取得	リスク分析対象者全数について、各連携データ項目をシステムへファイルから取り込む。
3	データ取得	画面表示用データ取得	対象者を識別する基本情報や個人詳細画面の検索に用いるカナ氏名・氏名等、きょうだいい覧等で表示する氏名、年齢、学校名、学年、福祉受給情報等の個人詳細情報画面に表示するデータをシステムへファイルから取り込む。
4	重みづけ	リスク分析モデル構築	連携データ項目の各項目、あるいは複数の項目の組合せのうち、いずれの項目／項目の組合せ、虐待に該当する可能性が高いと見られるか、項目／項目の組合せごとに関連性の高さをウェイト値として数値化、算出する。（重みづけを行える。）
5	リスク分析及び分析結果表示	リスク分析	リスク分析対象者全数について、各困難の種類、及び何らかの困難がある（困難全体）ことに該当する可能性の高さを、それぞれリスクポイントとして算出す

No.	機能名	機能概要	機能詳細
			る。
6	リスク分析及び分析結果表示	分析結果表示	困難の類型（虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の類型及び、困難全体について）ごとに該当する可能性の高さを、それぞれリスクポイントで算出する。
7	リスク分析及び分析結果表示	結果リスト表示	虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障害という各困難の類型及び困難全体のそれぞれについて、リスクに該当する可能性の高さ（リスクポイント）、対象者ごとの一覧をリストとして表示する。
8	リスク分析及び分析結果表示	絞り込みシートダウンロード	人による絞り込みを効率的に行うために、絞り込みに必要なデータを CSV 形式でダウンロードする。
9	個人詳細情報画面表示・検索	個人詳細情報画面表示	リスク分析対象者の個人詳細情報画面を表示できること。個人詳細情報画面には、対象者を識別する基本情報、世帯の情報及び、各種福祉の受給情報等の詳細情報を表示する。
10	個人詳細情報画面表示・検索	個人詳細情報画面検索	リスク分析対象者をカナ氏名、氏名等で検索し、選択の上で個人詳細情報画面を検索する。
11	複数アプローチ	地域特性と相談件数の相関関係表示	地域ごとに特性（人口、こども数、高齢者数、転入者数、福祉サービス利用状況等）を表示し、相談件数との相関分析をグラフで表示する。
12	複数アプローチ	心の健康チェックアンケート分析結果表示	年代別内訳、中学校区及び学校別の回答者数をグラフで表示し、アンケートの問単位に中学校区及び学校別に回答を集計して、グラフで表示する。
13	個人詳細情報画面表示・検索	きょうだいの基本情報とリスクポイント表示	きょうだいの基本情報（氏名、年齢、学校名、学年）、リスクポイントを画面上で表示する。

図表 5-4 分析機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	子ども若者相談センター	リスクポイントの高い対象者の状況把握、人による絞り込み。個別支援を実施時に参照するため。	子ども若者相談センター内のマイナンバー利用事務系 NW 内に設置された専用端末からアクセスする機能

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

令和7年度実証事業で追加した機能及び改修を検討した事項は次のとおりである。

【追加した機能】

- ・ きょうだいの基本情報とリスクポイント表示機能

リスクポイントの高いこどもは、きょうだいもリスクポイントが高い可能性があるため、家庭単位で支援内容を検討できるよう、きょうだいの状況が一覧で把握できる機能を新たに追加した。

本機能を新たに追加するに至った背景は、従前の方法では、例えば、第1子が中学生、第2子が小学生等の多子世帯の場合において、第2子におけるリスクポイントが高かったものの、その状況を小学校では把握しておらず、リスクポイントの低い第1子から「家に帰りたくない」といった声が寄せられたケースがある。この場合、第2子のリスクポイントが高いことを小学校において把握していれば、第1子への早期アプローチが可能であったということが挙げられる。

本機能を新たに追加したことで、こども単位ではなく、世帯での見守りの必要性を学校へ共有でき、リスクポイントが低いもう一方のきょうだいに対しても、リスクが顕在化する前に、アプローチを行うことが可能となる。

【改修を検討した事項】

- ・ 基幹システムの標準化に伴い変更が必要なデータ連携フォーマットの見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応

令和7年度に佐渡市の基幹システムが標準化されたことにより、変更が必要なデータのフォーマットや機能を検討する必要があった。

フォーマットの差分を洗い出し、マッピング表を作成して抽出結果を突合（件数・項目妥当性）した結果、機能要件やデータの取得方法への影響はなかったため

改修は不要と判断し特段変更対応は実施していない。

- ・ 心の健康チェックアンケートのシステム変更に伴うデータ連携フォーマットの見直し及びフォーマットの見直しに伴う各機能の対応
令和7年度に実施した心の健康チェックアンケートのシステム変更に伴い、変更が必要なデータ連携のフォーマットや各機能を検討する必要がある。
検討の結果、心の健康チェックアンケートのデータ取得方式が変更となったものの、機能・非機能要件面においての変更は発生しなかったため、特段変更対応は実施していない。

第6章 支援への接続

6.1. システムによる判定の結果

佐渡市では第1回個別支援会議実施前と第2回個別支援会議実施前にシステムによる分析を実施した。1回目は令和6年度のシステムを踏襲した分析を行い、2回目は、令和7年度に新たに収集したデータを踏まえて分析を実施した。

【第1回目分析（令和7年1月）】

学齢15歳以下の子ども計4,565名のうち、高リスク（50ポイント以上）には443名が該当した。

該当者の内訳は、現在要対協に登録されている子ども85名、要対協登録無しの子どもの358名という結果だった。

図表 6-1 第1回目システムによる分析の結果

目的変数（困難の種類）		リスク分析結果：リスク高
対象（母数）		4,565名
虐待（重点類型）		443名
内訳	要対協登録あり（現在）	85名
	要対協登録なし（現在）	358名
以下関連類型（参考）		
貧困		479名
不登校		196名
発達障害		539名
ヤングケアラー		1,142名
産後うつ		685名

【第2回目分析（令和7年10月）】

学齢15歳以下の子ども計4,255名のうち、高リスク（50ポイント以上）には577名が該当した。

該当者の内訳は、現在要対協に登録されている子ども75名、要対協登録無しの子どもの502名という結果だった。

図表 6-2 第 2 回目システムによる分析の結果

目的変数（困難の種類）		リスク分析結果：リスク高
対象（母数）		4,255 名
虐待（重点類型）		577 名
内訳	要対協登録あり（現在）	75 名
	要対協登録なし（現在）	502 名
以下関連類型（参考）		
貧困		292 名
不登校		2,170 名
発達障害		438 名
ヤングケアラー		1,893 名
産後うつ		586 名

6.2. 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1. 人による絞り込みの手法

令和 7 年度はリスク分析したこどものうち、モデル校（小学校・中学校各 3 校）在籍者に対して絞り込みを実施した。リスク高（リスク値 50 ポイント以上）と算出されたこどものうち、絞り込み時点で要保護児童として支援中の対象者を除く全員について、支援・見守りを目的に学校へ情報連携を行った。そのため、すべてのこどもに対する絞り込みは実施していない。

6.2.2. 人による絞り込みの結果

令和 7 年度はリスク分析を年 2 回実施しており、前述の人による絞り込みプロセスを経てリストアップされたこどもについて学校に連携を行った。該当者数は、分析 1 回目で 48 名（小学生 29 名、中学生 19 名）、分析 2 回目で 67 名（小学生 37 名、中学生 30 名）であった。

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. こども等に対する取組内容

令和7年度に支援対象となったこども（115名）については、子ども若者相談センターと学校が主体となり、支援対象者の家庭を訪問し、こどもや保護者と面談を行うとともに、以下の内容で支援を実施した。

- ・ 7か月程度の期間で対象のこどもを見守ること。
- ・ 見守り期間中に子ども若者相談センターや学校にて検討した支援方策を子ども若者相談センターや学校が主体となり、支援を実施すること。
- ・ 支援対象者の状況や支援記録及びその後の経過等について定期的な記録を行うこと。

また、令和7年度に支援を実施した結果については以下図表 6-3 のとおり。

図表 6-3 支援内容

支援対象者数	115名
支援実施期間	令和7年6月～令和8年1月
支援行動	<ul style="list-style-type: none">・ こどもの見守り・ こどもへの声かけ・ こどもや保護者への電話連絡・ こどもや保護者との個別面談・ 必要な支援関係者への接続
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ 進路相談・ 学習支援・ 福祉サービスの情報提供・ 医療サービスの情報提供・ 生活環境のフォロー・ ポピュレーションアプローチ（こどもや保護者や教職員向けの講話等）

令和7年度実証事業におけるポピュレーションアプローチの詳細は以下のとおり。

令和7年度はこども、保護者、教職員に対して、以下の内容を実施した。

【こどもへのアプローチ】

- ・ 赤ちゃん登校日：乳幼児と母親を学校に招き、学生と触れ合うことで、こどもが命の大切さや親としての責任について前向きな意識を育成することを目的と

した授業を実施した。

- ・ いのちの授業：人間の誕生を通して、いのちについて学び、自己肯定感を育て、性における責任ある行動、自他のいのちを大切にできる機会を創出できるように、対象・年齢別に合わせ、ライフスキルの基礎となるプログラムを在宅助産師による講義形式で実施した。
- ・ 学校保健委員会での講話：令和6年度実証事業から継続して実施した。令和7年度は「スマホやゲームとじょうずにつきあおう」をテーマに講話を実施した。

【保護者へのアプローチ】

- ・ 就学時健診での講話：新規相談では小学1年生の保護者からが多いことから、子育ての不安感やこどもへのかかわり方、虐待の定義、学校と子ども若者相談センターの関係について保護者へ紹介した。
- ・ 保護者向け啓発チラシの市内の保育園、小中学校、特別支援学校への配布及び配信：「保育施設や学校が心配な状況」や「専門機関への通告」についてチラシを作成し、保護者への配布や電子媒体で配信した。

【教職員へのアプローチ】

- ・ 教職員への「愛着障害」に係る講話：愛着障害のこどもへの接し方やアプローチ方法について子ども若者相談センター職員が教職員へ講話を実施した。
- ・ 養護教諭向け講話：養護教諭は若い年齢層で島外から赴任している場合や2校目の教職員や新規採用が多く存在することから、子ども若者相談センターの業務内容や佐渡市の現状を紹介した。また、虐待通告の流れの確認も併せて実施した。

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

令和7年度支援対象とした115名に対する定量的な支援結果は以下のとおり。（※1事例で複数の支援内容を提供している場合、該当する支援メニューの件数を加算している。）

なお、支援対象としたこども115名のうち、令和6年度実証事業から継続して支援をおこなったこども48名（第1回個別支援会議対象者）と令和7年度に収集したデータを用いてシステムによる判定及び人による絞り込みを経て支援対象としたこども67名（第2回個別支援会議対象者）が存在する。

【第1回個別支援会議対象者】

- ・ 見守りのみを実施した人数：42名
- ・ 支援を実施した人数：6名

【第1回個別支援会議対象者に対する支援内容】

- ・ 進路相談：1 件
- ・ 学習支援：0 件
- ・ 福祉サービスの情報提供：1 件
- ・ 医療サービスの情報提供：0 件
- ・ 生活環境のフォロー：5 件

【第 2 回個別支援会議対象者】

- ・ 見守りのみを実施した人数：66 名
- ・ 支援を実施した人数：1 名

【第 2 回個別支援会議対象者に対する支援内容】

- ・ 進路相談：0 件
- ・ 学習支援：0 件
- ・ 福祉サービスの情報提供：0 件
- ・ 医療サービスの情報提供：0 件
- ・ 生活環境のフォロー：1 件

【その他】

- ・ ポピュレーションアプローチ：36 回（※なお、各ポピュレーションアプローチの実施回数は図表 7-4 に記載する。）

また、支援を実施した一部事例の詳細を以下図表 6-4 に示す。

※プライバシー保護の観点から一部情報は修正して記載している。

図表 6-4 支援事例

フェーズ	ケース 1	ケース 2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども本人は低リスクであったが、小学生のきょうだいが高リスクであった。 ・ 両親が離婚しており、きょうだいのうち 1 人と別居していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度からの継続事例。 ・ 大量の買い食いや母親への暴力、夜間の近所の徘徊等の問題行動が見受けられた。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「きょうだいから暴力を受けている。家に帰りたくない」と本人が訴えた。 ・ 学校の諸校費を滞納するようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援会議を実施し、こどもや世帯の困り感等の把握と学校や子ども若者相談センターの介入役割を明確にした。

フェーズ	ケース 1	ケース 2
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖母からこども達へ頻繁に声かけを行ったことで、きょうだい達からの暴力は減少した。 ・ 諸校費の滞納を踏まえ、学校が児童手当の代理受領を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムによる判定結果等の情報を新たな担任に引き継ぐ等の工夫を実施した。 ・ 医療機関の受診や服薬により、本人の行動が落ち着き、校内でのトラブルが減少した。

6.4. 現行支援の在り方の見直し

従来、虐待の疑いがある事案を発見すると、教職員は授業の合間にこどもの様子を確認し、こどもとの面談や校長への報告を経て、子ども若者相談センターへ通告していた。そのため、児童相談所への報告に時間を要し、当日中の一時保護が困難な状況であった。しかし、本実証事業で教育や福祉に係るデータの連携を通してリスクを事前に把握した事例では、通告判断や情報収集、児童相談所への報告、移送手続きに係る時間が大幅に短縮され、迅速な一時保護や時間的に余裕を持った保護者への接見が可能となった。

また、実証事業を経て、支援を行う教職員も、こどもに対して「虐待の有無や生活面での不安定さがあるのではないか」等、従前よりもこどもの状況に留意し、意識的な声かけや家庭への労い等、こどもや家庭の状況を踏まえた対応を心掛ける意識が醸成された。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

佐渡市では、複数のこどもがいる家庭において、こども単位ではなく、世帯単位で見守りを行うことが効果的であると考えている。具体的には、個別支援会議にて利用するシート上に、きょうだいの情報（氏名やリスクポイント等）を記載することで、担任を含む教職員がきょうだいの情報を把握することが可能となり、学校間で主体的にきょうだいのリスク判定の結果について事前に共有する等、学校間での連携が強化された。これにより、初動対応の迅速化に加え、リスクが顕在化していないこどもに対して予防的な支援を提供することが可能となった。

第7章 事業効果の評価・分析

7.1. データ連携による抽出結果の全体像

令和7年度実証事業における支援対象となるこどもの抽出結果は、以下図表 7-1 及び図表 7-2 のとおり。

佐渡市内に住む15歳以下のこどもに対して、2回（第1回個別支援会議実施前と第2回個別支援会議実施前）のシステムによる分析を実施した。なお、具体的な分析時期や分析結果については、6.1に記載のとおり。

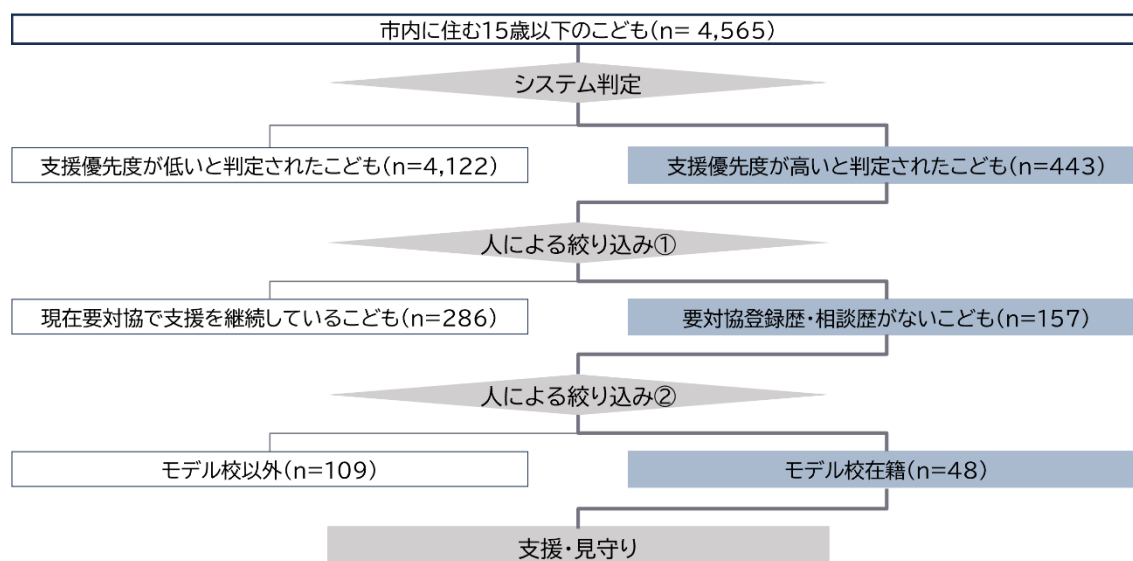
第1回目の分析では、佐渡市内に住む15歳以下のこども4,565名に対して、システムによる分析を実施した結果、443名が「支援優先度が高いこども」という判定となった。

次に上記443名のこどもに対して人の目による絞り込みを実施した結果、48名のこどもに対して、子ども若者相談センターや学校が主体となり支援を実施することができた。

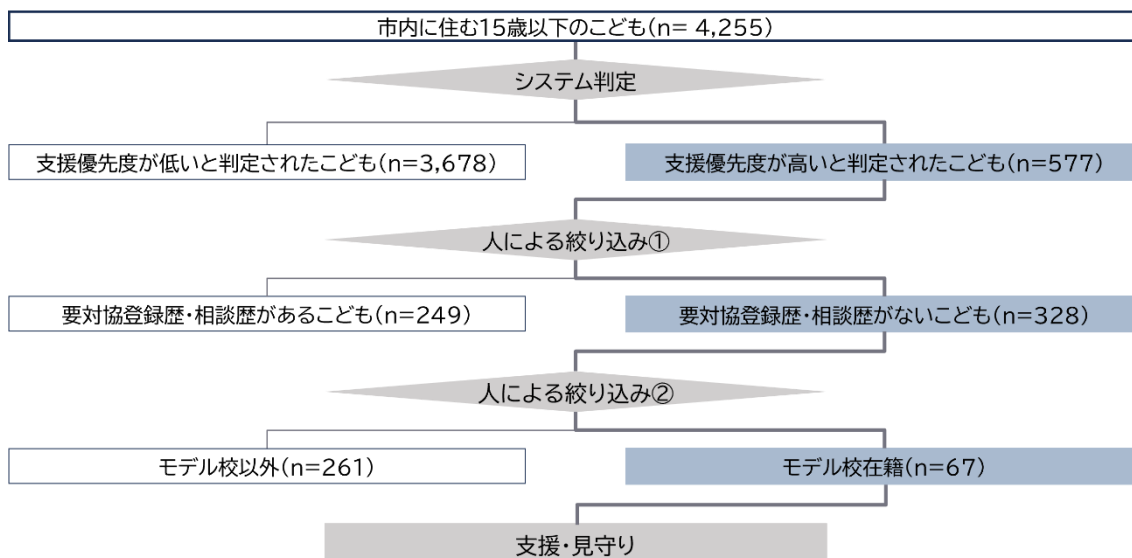
また、第2回目の分析では、佐渡市内に住む15歳以下のこども4,255名に対して、システムによる分析を実施した結果、577名が「支援優先度が高いこども」という判定となった。

次に上記577名のこどもに対して人の目による絞り込みを実施した結果、67名のこどもに対して、第1回目と同様、子ども若者相談センターや学校が主体となり支援を実施した。

図表 7-1 抽出結果の全体像（分析1回目）



図表 7-2 抽出結果の全体像（分析 2 回目）



※分析 2 回目で支援優先度が高いと判定された子ども 577 名のうち、分析 1 回目で支援対象となった 48 名中 26 名が分析 2 回目でも支援優先度が高いと判定された。なお、上記 26 名は既に支援や見守りを実施していることから、分析 2 回目で支援対象となった 67 名に上記 26 名は含まれていない。

7.2. 有用と考えられるデータ項目

システムによる分析及び人による絞り込みの結果を踏まえ、困難の種類（虐待）と関連性が高いと判断されたデータ項目は以下のとおり。困難の種類との関連性の検証に当たっては、機械学習を実施した AI を用いて、統計分析を行った。なお、以下に示す項目は、過去の虐待ケースを基にリスク分析を実施した結果、相関が高い上位 15 項目である。

特に「外国人がいる世帯」の項目に該当する子どもは、学校でも気になっていた場合が多かったことから、有用であると考えている。

図表 7-3 困難の種類と関連性が高いと判断されたデータ項目

No.	困難の種類と関連性が高いと判断されたデータ項目	左記のデータ項目が、関連性が高いと判断した理由
1	要対協歴	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が 1 番高いスコア (2.694) となったため。
2	外国人がいる世帯	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が 2 番目に高いスコア (1.843) となっ

No.	困難の種類と関連性が高いと判断されたデータ項目	左記のデータ項目が、関連性が高いと判断した理由
		たため。
3	要対協歴（世帯員）	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が3番目に高いスコア（1.573）となったため。
4	療育手帳	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が4番目に高いスコア（1.507）となったため。
5	療育手帳（世帯員）	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が5番目に高いスコア（1.439）となったため。
6	健やか親子アンケート1歳6か月 該当あり	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が6番目に高いスコア（1.098）となったため。
7	予防接種 未接種あり 小2	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が7番目に高いスコア（1.023）となったため。
8	一時保護歴（世帯）	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が8番目に高いスコア（0.890）となったため。
9	不登校歴	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が9番目に高いスコア（0.819）となったため。
10	児童扶養手当受給世帯	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が10番目に高いスコア（0.816）となったため。
11	学齢_16-18歳ハ心の健康アンケート_心の体温38度以上の年度最大数_1ハ心の健康アンケート_家でつらい時間帯の年度最大数_0	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が11番目に高いスコア（0.746）となったため。
12	生保受給_現在	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が12番目に高いスコア（0.741）となったため。
13	要支援妊婦世帯	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結

No.	困難の種類と関連性が高いと判断されたデータ項目	左記のデータ項目が、関連性が高いと判断した理由
		果、相関係数が13番目に高いスコア(0.665)となったため。
14	学齢_13-15歳ハ心の健康アンケート_学校でつらい時間帯の最大数_0ハ心の健康アンケート_困りごと・悩みごとの年度最大数_2	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が14番目に高いスコア(0.645)となったため。
15	心の健康アンケート_学校でつらい時間帯の年度最大数_2ハ心の健康アンケート_家でつらい時間帯の年度最大数_0ハ心の健康アンケート_困りごと・悩み事の年度最大数_2	過去の虐待のケースを基にリスク分析を実施した結果、相関係数が15番目に高いスコア(0.627)となったため。

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和7年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表7-4のとおり。なお、測定指標については、令和6年度実証事業と同様の指標を用いて評価を実施した。

図表 7-4 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、 令和7年度末時点の成果・ 進捗	補足
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	システム分析により支援優先度が高いと判断されたこどもの数	分析1回目 ⇒443名 分析2回目 ⇒577名	<ul style="list-style-type: none"> 第1回目の分析は、令和7年1月に令和6年度の判定ロジックにて分析を実施した。 第2回目の分析は令和7年10月に基幹システムの標準化を踏まえ、令和7年度の判定ロジックを用いて分析を実施した。
		人による絞り込み	分析1回目	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度はモデル校に在籍している

#	目標	測定指標	令和7年度初 時点の実績、 令和7年度末 時点の成果・ 進捗	補足
		を経て、個別支援 会議を実施したこ どもの数	⇒48名 分析2回目 ⇒67名	こどもに対して個別支援会議を実施し た。 ・ 要対協登録歴や相談歴があるこどもは 除いて実施した。
		個別支援会議開催 回数	年2回	・ 1回目は分析1回目の結果を基に実施し た。 ・ 2回目は分析2回目の結果を基に実施し た。
		新たに見守りを開 始したこどもの人 数	66名	・ 第2回個別支援会議の対象者67名のう ち、66名が該当した。
		新たに発見して、 具体的な支援につ ながったこどもや 家庭の人数	1名	・ 第2回個別支援会議の対象者67名の うち、1名が該当した。
2	データ連携 やアウトリ ーチ支援で 推進するた めの関係者 説明	庁内外の関係者に 対する説明会・報 告会実施回数	3回/年	・ 学校向け、庁内向けの事業説明会及び成 果報告会と要対協代表者会議において 関係者への報告会を実施した。
3	ポピュレー ションアプ ローチ施策 の実施	ポピュレーション アプローチの実施 回数	計36回/年	<こどもに対するアプローチ> ・ 赤ちゃん登校日：4回 ・ いのちの授業：32回 ・ 学校保健委員会での講話：1回 <保護者へのアプローチ> ・ 就学時健診での講話：1回 ・ 保護者向け啓発チラシの市内の保育園、 小中学校、特別支援学校への配布及び配 信：1回 <教職員へのアプローチ>

#	目標	測定指標	令和7年度初 時点の実績、 令和7年度末 時点の成果・ 進捗	補足
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員への「愛着障害」に係る講話：1回 ・ 養護教諭向け講話：1回

また、上記に係る成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市職員や教職員の業務負荷（時間、工数、心理的負荷）が軽減した。（例：相談・通告時の初動対応の迅速化、会議時間の短縮） ・ 福祉部局、教育委員会、学校との連携が強化された。 ・ 見守り・支援を行う担当者の意識・行動が変化した。（例：こどもへの声かけを意識的に増やした等） ・ 職員のデータリテラシーが向上した。（例：数値の読み取り・分析、個人情報保護に関する理解、情報セキュリティに関する理解等）
--

特に、相談・通告時の初動対応の迅速化については、顕著な違いがあった。通常、虐待の疑いを学校で発見すると、教職員は授業の合間にこどもの様子を確認し、面談を実施、校長や教頭へ報告した後に、子ども若者相談センターへ通告が行われる。そのため、朝の登校時に虐待が疑われるこどもを発見した場合であっても、第一報が届くのは正午を過ぎるケースが少なくない。その後、世帯状況等の基本情報を収集し、緊急受理会議を実施した上で、児童相談所への通告を行う流れになるため、児童相談所への報告はこどもの下校間際や下校後となり、佐渡市は離島のため就航時間に限りがあることから、当日中に一時保護所等へ移送することが難しい。一方で、本実証事業でリスクを把握していたこどものケースでは、通告判断、情報収集、児童相談所への報告、移送手続等にかかる時間が大幅に短縮され、迅速な一時保護と当日の入所、時間的にも余裕を持った保護者への接見が実現できた。また、こどもとの予防的なかかわりを持つことで現場の負担軽減につながる可能性も示唆された。通常、被虐待児童を支援する場合、1ケースあたりの年間支援会議時間は5～8時間であるのに対し、データから事前にリスクを把握し早期に見守りを行う場合、1ケースあたり22分程度に抑えられる試算となった。また、1ケースあたりに要する終結までの対応回数について、従来は約8.4回程度必要であったが、令和7年度は約6.6回と約2回程度、対応回数を削減することができた。

さらに、令和3年度から令和7年度までの子ども若者相談センターの相談状況については以下図表 7-5 のとおり。

図表 7-5 子ども若者相談センターの相談状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末まで)
相談対応延べ人数	1,937名	2,238名	2,892名	3,059名	2,596名
相談対応実人数	258名	325名	344名	400名	401名
一人当たり相談回数	7.5回	6.9回	8.4回	7.7回	6.5回
新規相談実人数	83名	145名	86名	89名	110名
新規虐待相談実人数	51名	52名	28名	17名	15名
新規虐待通告数	16名	52名	22名	8名	7名
備考	コロナ禍	職員異動あり	職員異動あり	—	職員異動あり

令和4年度と比較し、令和7年度実証事業では、新規虐待相談人数は約70%、新規虐待通告数は約86%減少したことが読み取れる。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 新任校長や新任課長等、人事異動がある年度初めには、事業目的・役割分担・個人情報の取扱い方針を改めて説明する必要があり、職員の負荷が大きかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 本取組開始前に、関係課・学校へ事業説明を複数回実施し、役割・進め方・個人情報の取扱いについて丁寧に共有した。また、新任校長・新任課長に対しても、年度当初に改めて説明を実施した。 年度末には、市内にて成果報告会を実施し、取組の効果を教職員（校長や教頭等）へ報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の目的や意義、個人情報の取扱いに係る教職員の不安感が解消され、支援方策の検討時や支援を届ける際に学校からの協力を得ることができた。
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 利用したデータ項目について、過去に利用していたデータ項目の有用性を検証することに苦勞した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用するデータ項目については、「こどもデータ連携ガイドライン」を参照し、見直しを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用するデータ項目の見直しを行うことで、困難の類型と関連性が高い項目を整理でき、結果的にこどもの

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
			状況を正確に把握することに役立つと考えている。
個人情報取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法第61条第1項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」と整理するのに関係課とも協議する必要があり、検討に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的を整理する際には、利用する各データが特定した利用目的から逸脱していないか関係課と協議し、検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> 本取組の継続的な実施を見据えて、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」と整理することができた。
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 子ども若者相談センターから教職員へシステムによるリスク判定の根拠の説明が困難な場面があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後はリスク分析結果の推移を確認することで、分析の傾向やリスク判定の根拠を明確にするとともに、閾値についても見直しを検討し、分析精度の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> システムによる判定結果の根拠を明確に教職員へ伝えることで、子ども若者相談センターと教職員間での支援対象者に対する認識齟齬が解消し、より強固な支援体制を構築できると考える。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> 基幹システムの標準化や心の健康チェックアンケートのシステム変更に伴い、データ形式が変更されたことで、こどもの住民コードが付与されていないデータが存在したため、約 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒名簿データの正確性を調査し、児童生徒名簿データを正として名寄せが必要なデータに対して自動で名寄せを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 紐づけに児童生徒名簿を活用したことで、名寄せが必要なデータのほとんどは自動で紐づけを行うことができた。

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	6,000 件の名寄せ作業が発生した。		
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> 学校から保護者へ子ども若者相談センターを紹介いただが、保護者が早期に行動を起こさない場合も多く、支援への接続に時間を要することがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は「少しでも早く子どもや家庭のサポートを開始したい」と感じているため、学校と連携の上で、子どもにアプローチを行う等の工夫を実施した。また、子どもや保護者との面談時に学校の担任に同席を依頼することに加え、労いの言葉をかける等の工夫を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数回の面談を重ねることで、子どもや保護者との信頼関係を構築でき、子どもや保護者の困り感を詳細に把握することができた。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> ポピュレーションアプローチを実施したことによる効果は短期的に発現するとは限らないため、効果を正確に測定することが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な数値として、定量的に評価を行えるよう、ポピュレーションアプローチを継続的に実施し、子どもの行動への理解や保護者の子育て感に肯定的な影響を与え、効果が発現しやすくなるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ポピュレーションアプローチ等の短期的に効果が発現しにくい施策に対しても、客観的な評価を行うことが可能となる。

8.2. 課題・令和8年度以降の取組

令和7年度実証事業では、モデル校を市内の小中学校6校（小学校3校、中学校3校）へと拡大し、困難を抱えるこどもに対する予防的アプローチや個別支援を実施した。今後は、3年間の実証事業を経て選定したデータ項目や判定ロジックを活用し、事例の蓄積を行うことを予定している。

また、相談を受理した後の情報収集について、従来は子ども若者課のほか、保育所等や学校等のこどもが所属する機関やかかわりのある機関を特定し調査する必要があった。しかし、本実証事業において福祉や教育のデータ連携が実現し、こどもや家庭の状況が一定のフォーマットで整理され、市から児童相談所に情報が提供されるため、児童相談所として家庭のリスクの把握や一時保護を含む迅速な方針決定が可能となった。今後はこどもデータ連携の取組をモデル校だけでなく全学校で実施することで、佐渡島内のすべてのこどもの安心・安全や最善の利益を守ることを目指す。